

これからの県議会



県民の^{ふ たく}負託にこたえ、県民が未来に希望を持てる豊かな群馬県の^{そう そう きよ}創造に寄与することを目的に、^{ぎ かい き ほんじょう}議会基本条例^{れい}を制定しました。

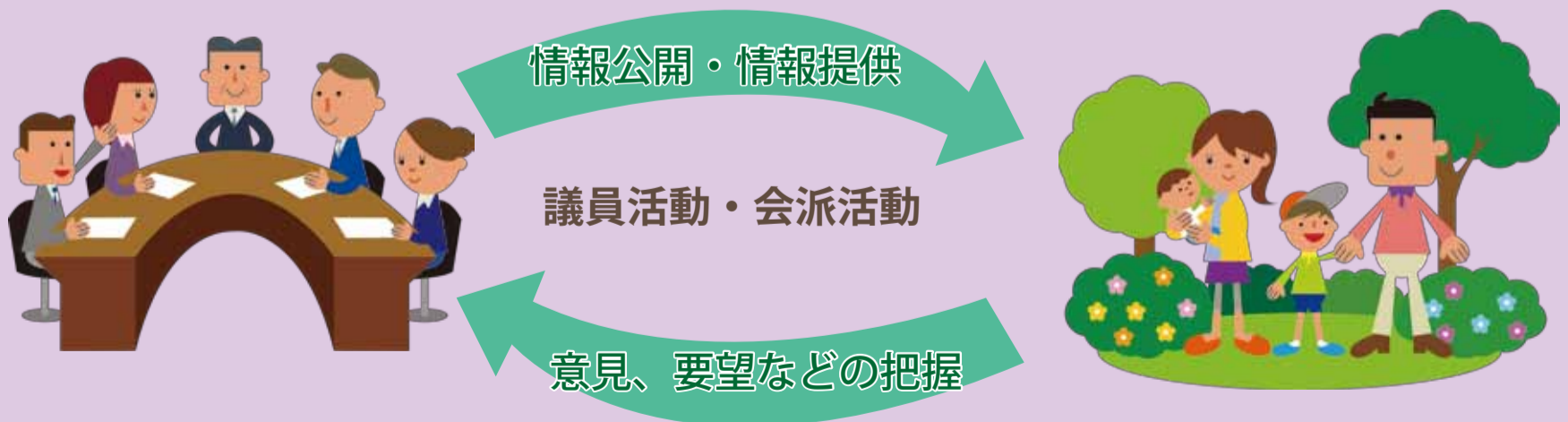
基本条例の理念

1 県民に開かれた議会

議会は、議会活動に関する^{じょうほう とう かい}情報公開を十分に行うとともに、議会の^い意思形成過程を明らかにして、公正かつ透明な議会運営を行うことにより、県民に開かれた議会を実現します。

2 県民意思の反映

議会は、広く県政全般の課題を^{は あく}把握するとともに、地域における県民意思の^{い し}把握、^{は あく}調整等を図り、県政に適切に^{はん えい}反映させます。



群馬県議会は、県民のみなさまのご意見を大切にし、県民に開かれた議会づくりに努めます。議員一人ひとりの活動はもとより、議会だより、テレビ、インターネット中継などさまざまな方法で情報を発信します。